

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 16 号

（所 管）学校教育部 教育課程課

件 名	令和 8 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について
提 案 理 由	堺市立学校において令和 8 年度に使用する教科用図書の公正かつ適正な採択を行うため、本件を提出するものである。
議案（報告）の 概要又は要旨	【概要】 今年度は、高等学校の教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による支援学校・支援学級で使用する一般図書を採択する。 なお、小・中学校で令和 8 年度に使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法第 14 条に基づき、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、令和 7 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならない。 【教科用図書採択の基本方針及び採択基準について】 (1) 教科用図書採択の基本方針 別紙 1 のとおり (2) 採択基準（文部科学省及び大阪府教育委員会からの通知を踏まえ定める。） 別紙 2 のとおり
備 考	参考資料 ・大阪府教育委員会からの通知（写）
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ☐ 上記案により、公布する。 ☐ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 ☒ その他（基本方針及び採択基準を基に採択事務を進める。）

議案第 16 号

令和 8 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について

このことについて、次のとおり基本方針及び採択基準を定め、教科用図書の採択を実施する。

令和 7 年 5 月 9 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針

堺市教育委員会

教科用図書（以下「教科書」という。）は、教育課程の編成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、児童生徒が学習を進めるうえで重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、堺市教育委員会は、教育基本法、学校教育法及び教科書採択関係法令に基づき、堺市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。
- 2 学習指導要領で示された3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）を学校教育の中で育むとともに、家庭における学習活動や地域社会とのつながりを通して、実社会と結び付けて発揮する総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。
- 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。
- 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。

堺市立学校で使用する教科書の採択基準

堺市教育委員会

小学校、中学校、支援学校及び支援学級並びに高等学校における令和 8 年度使用教科用図書（以下「教科書」という。）の採択については、大阪府教育委員会が示す採択の基準を踏まえ、次のとおりとする。

- 1 小学校の令和 8 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和 5 年度の採択基準に準じて行う。
- 2 中学校の令和 8 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和 6 年度の採択基準に準じて行う。
- 3 支援学校及び支援学級の令和 8 年度使用教科書については、児童生徒の障害や発達の状況を勘案し、個々の可能性を伸ばす観点から、文部科学省の検定を経た教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）のうち、最も適切な教科書を採択する。

一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合は、大阪府教育委員会が別に提示する「附則第 9 条関係教科書選定資料」の中から、児童生徒の障害や発達の状況を考慮し、最も適切な教科書を採択する。
- 4 高等学校の令和 8 年度使用教科書については、「高等学校用教科書目録（令和 8 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。その際、それぞれの課程や学科の特性等を考慮して、同一種目において課程及び学科ごとに異なる教科書を採択することができる。

ただし、同一種目で毎年採択替えをすることは原則として避ける。

令和7年度 教科用図書採択事務日程表（予定）

日程	教育委員会	選定委員会	調査員 (附則9条本)	高等学校	教科書展示
4月	●4月11日A 意見交換会		調査員推薦→ 決裁後、学校へ依頼		
	教科書見本本到着（4～5月中旬まで）				
5月 上 中 下	●5月9日P 教育委員会 (議案 基本方針)	各校種目録の送付			
		【5月19日】A ★第1回 教科用図書選定委員会		(教委)基本方針通知 (高)選定方針決定 (高)選定調査会組織 (高)調査開始 (高)継続、新規使用 の決定 (教委)発行者より 見本本取り寄せ	
6月 上 中 下		府選定資料 配布	★教科用図書調査員 全体会・分科会 中学校・附則9条本 調査・研究開始 とりまとめ ★第1回 庁内ヒアリング	調査・研究 ↓ (全日制)選定調査会 【6月中旬】 【6月下旬】 (定時制)選定調査会 【6月下旬】	「広報・さかい」掲載 ・教科書展示 堺市教科書センター (堺市教育文化セン ター2階) 【6月17日 ～7月9日 (法定展示)】
7月 上 中 下	★7月下旬 意見交換会	【7月上旬】共用 ★第2回 教科用図書選定委員会 (附則9条本)	★第2回 庁内ヒアリング	(高)選定結果を 市教委へ報告 ↓ 議案上程	
8月 上 中 下	●8月上旬 教育委員会 (附則9条本・高校 採択)		↓		

写

教 小 中 第 1292 号
令 和 7 年 4 月 17 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

義務教育諸学校における令和8年度使用教科用図書の採択について（通知）

このたび、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、標記採択事務についての基本事項を別添のとおり定めました。

つきましては、この基本事項に基づき教科用図書の採択事務処理を厳正に行い、適切に処理されるよう特に御配慮願います。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、令和7年5月9日（金）に開催の教科書採択給与事務担当者会等において説明する予定です。

連絡先

担 当 市町村教育室 小中学校課
学事グループ 濱岡

電 話 06-6941-0351 （内線3425）

F A X 06-6944-3826

E-mail HamaokaT@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和 8 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小・中学校及び義務教育学校の令和 8 年度使用教科用図書については、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部および中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下、「一般図書（特別支援学校・学級用）」という）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、小学校及び義務教育学校前期課程については令和 5 年度の採択基準に、中学校及び義務教育学校後期課程については令和 6 年度の採択基準に準じて行うこと。
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を、次のとおりとする。
 - ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
 - イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和 5 年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び府教育委員会が令和 6 年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にする。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和 4 年度に提示した附則第 9 条関係教科用図書選定資料を活用すること。

2 国立・私立学校における採択について

- (1) 小・中学校の令和 8 年度使用教科用図書については、無償措置法第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、令和 7 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、小学校については令和 5 年度の採択基準に、中学校については令和 6 年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第 50 条第 2 項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小・中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、小学校については、府教育委員会が令和 5 年度に提示した小学校教科用図書選定資料を、中学校については、府教育委員会が令和 6 年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和 4 年度に提示した附則第 9 条関係教科用図書選定資料を活用すること。

3 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における選定については、無償措置法第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の

規定により、令和7年使用教科用図書と同一の教科用図書を選定しなければならないこと。
また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要があるときは、令和6年度の選定基準に準じて行うこと。

(2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。

ア 児童・生徒の障がいや発達状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。

イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。

ウ 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び府教育委員会が令和6年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

4 採択の公正確保について

教科用図書の採択は、児童・生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科用図書を決定する重要な行為であることから、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要がある。そのため、教科用図書の採択に際しては、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等外部からのあらゆる働きかけに影響されることなく、自主的な調査研究等により公正かつ適正に行うこと。

令和7年度においては、文部科学省による高等学校用教科用図書についての検定が行われるため、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう特に留意し、教科用図書の採択に一切の疑念を抱かれることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すこと。